

ロシア制裁を契機とした「輸出管理」「制裁」の世界における変化

2022.4.27

CISTEC 事務局

ロシアによるウクライナ侵攻に対して、G7 諸国を中心とした西側諸国による制裁措置が短期間に一斉に打ち出された。

制裁措置の主要な柱は、輸出管理規制と金融制裁その他の経済制裁であった。そこでは、従来のパターンとは異なる措置が採用され、輸出管理においても今までにない措置が発動された。

今回の措置は、あくまで「制裁」としてのものではあるが、中国やロシア等の現状変更を指向する国々を念頭に改革強化が検討されてきている「恒常的規制」に反映されるものも少なからずあると思われ、その枠組みの変化の予兆を強く感じられるものとなった。

そこで、それらに関する注目点を整理してみることにする。

なお、ここで言及する一連の制裁措置については、CISTEC の HP 掲載の以下の資料を参照されたい。

○CISTEC・HP「ロシア制裁」コーナー所収資料 ※逐次追加、改訂予定

<https://www.cistec.or.jp/service/russia.html>

○【CISTEC 資料】米国・EU の対ロシア制裁概要と関連諸動向について（2022.3.18、2022.4.11 改訂 2 版）

https://www.cistec.or.jp/service/zdata_russia/20220318.pdf

○【CISTEC 資料】ロシアのウクライナ侵攻等に対する米国の対ロシア、ベラルーシ関連の輸出規制強化の概要（2022.3.4／同 4.11 改訂 5 版）

https://www.cistec.or.jp/service/zdata_russia/20220304.pdf

※ なお、賛助会員コーナーにはより詳細な解説記事を収録しており、その一部は CISTEC ジャーナルにも掲載している。

【全体構成】

輸出管理関連の注目点

注目点 1：西側主要国による同志国連合の形成が短期間に一気に進んだこと。

注目点 2：WA 等の国際輸出管理レジームの機能不全の可能性が出てきたこと。

注目点 3：米国の拡大直接製品規制が、強力な再輸出規制手法として確立したと思われること。

注目点 4：米国再輸出規制の適用が免除される前例ができたこと。

注目点 5：新興技術、基盤的技術の規制が具体化し始めたこと。

- 注目点 6**：軍事エンドユーザーに対する規制が、EU も含めて大幅に拡大されたこと。
- 注目点 7**：輸出規制と金融制裁とを一体化させる動きが出てきたこと。
- 注目点 8**：EAR の一般禁止事項違反を DPL 掲載に結びつけ、大きな効果を上げたこと。
- 注目点 9**：輸出管理規制が多様な目的で用いられていること。
- 注目点 10**：外為法の輸出管理規制の枠組みに、従来なかった変化が生じたこと。
- 注目点 11**：欧米と比べた日本の輸出管理規制体系のわかりやすさ、規制具体化の迅速性が課題として顕在化したこと。

制裁関連の注目点

- 注目点 12**：金融制裁のバリエーション、対象が拡大し、実効性を高めたこと（その 1）
— 「定型的金融制裁」を超えるインパクトのある金融制裁
- 注目点 13**：金融制裁のバリエーション、対象が拡大し、実効性を高めたこと（その 2）
— 資金調達、投資、取引の阻止につながる金融的規制
- 注目点 14**：物流面での禁止措置が、金融面での制裁と合わせて効果を挙げていること。
- 注目点 15**：政府ベースでの制裁と民間のインフラサービス撤退が相乗効果を生んだこと。
- 注目点 16**：人権侵害に関する主要国協調しての制裁、輸出規制の可能性が出てきたこと。
- 注目点 17**：中国の台湾侵攻の場合の制裁メニューが実質上示されたこと。
- 注目点 18**：制裁に対する対抗策のメニューもまた明らかになったこと。

輸出管理関連の注目点

注目点 1：西側主要国による同志国連合の形成が短期間に一気に進んだこと。

- 米国は早期の時点からロシアによるウクライナ侵攻に近いことを警告してきたが、2 月 21 日に実際に侵攻に踏み切ったほぼ直後の 2 月 23～24 日かけて、大規模な制裁パッケージが米国、EU で発動され、日本もこれに準じた措置が決定された（2 月 26 日）。
ロシア侵攻から数日経ないうちに、西側主要国の同志国連合がされることになった。
- 3 月に入って、G7 首脳会合において協調して同様の制裁措置を講じることが合意され、メンバー各国は法改正事項も含めて、短期間のうちに一斉に国内措置を講じていった。
- 短期間での同志国連合の形成がなされた背景として、民主主義と自由、武力による現状変更を認めないとのルールを重視する西側諸国の価値観と同じくする同志国としての共通の判断があったことが最大の点ではあろうが、米国の再輸出規制の一類型である拡大直接製品規制の存在も大きなテコとなった。これの許可免除の可否をテコとして、西側 37 カ国（中立国のスイスを含む）が米国とほぼ同様の対ロ輸出管理規制を採用することとなった（後述）。
- また、3 月 24 日の G7 首脳声明において、「G7 の各加盟国は他の加盟国が既に課してい

るものと類似の制裁措置を採用する」ことが合意されたことも、凹凸のない制裁が発動される根拠となった。

- 米国では、恒常的輸出管理規制において、国防権限法 2021 やイノベーション・競争法案等で、(米国と同様の規制を中露に適用することを念頭に) 同盟国・パートナー国と連携して規制の調和を図るべきことを規定していた。今回、制裁という局面での同志国連合ではあるが、恒常的規制局面での同志国連合にも影響を与えるものと思われる。

注目点 2 : WA 等の国際輸出管理レジームの機能不全の可能性が出てきたこと。

- 国連安保理や IMF 国際通貨金融委員会などの国際組織において、メンバーであるロシアとの対立により、一致しての決定が困難な状況が顕在化している。これは、WA 等の国際輸出管理レジームにおいても生じうる事態だと思われる。
- 恒常的輸出管理は、国際輸出管理レジームで合意されたものを各加盟国が国内法令に反映して実施するという流れが、長年のルーティンとなってきた。しかし、通常兵器関連の WA (ワッセナー・アレンジメント) は 42 カ国で構成されるが、これだけ多数の国のコンセンサス方式での合意形成はなかなか難しくなっており、それが産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会報告書 (21 年 6 月) での同志国連合による対応も並行して検討すべきとの提言の背景となっている。
- WA は、もともとは対共産圏向け輸出規制のココム解散後の、特にいずれかの国々を対象とした輸出管理ではなく、「過剰な武器の蓄積・紛争の防止」という不拡散型の枠組みである。ロシアも 1996 年の設立当初からメンバー国となっている (中国はメンバーではない)。しかし、近年の「民主国家」と「専制国家」(＝現状変更指向)との対立、緊張の増大によって、安全保障上の利害が一致しない局面も出てきていることが、上記の合意形成の困難さの背景になっていると想像される。
- 今回のロシアのウクライナ侵攻とロシア制裁によって、利害対立は決定的となっており、除名ルールもない中で、従来通りに安全保障情勢に即した規制品目や制度の追加が臨機にできるとは考えにくくなっている。今後、国際レジーム合意優先の考え方は維持しつつも、WA の機能不全の可能性を念頭に、これを補完する同志国連合による対応について検討されていくものと思われる。
- なお、WA メンバー 42 カ国には、ロシアの武器体系に大きく依存しているインド (17 年 12 月参加)、ロシア支持の姿勢をとっているハンガリー、ロシアからも武器を輸入しロシア制裁には参加していないトルコも含まれている。ウクライナも参加している。

注目点 3 : 米国の拡大直接製品規制が、強力な再輸出規制手法として確立したと思われること。

- 米国の再輸出規制 (一定の品目を非米国から第三国に輸出する場合には米国当局の許可が必要) には、デミニミス・ルールに該当するもの (米国原産品目を一定割合 (通常は 25%)

超えて含まれる品目」と、直接製品ルールに該当するもの（米国原産技術又はソフトウェアで直接生産された品目）とがあった。

- 直接製品規制については、もともとはテロ支援国向け等ごく限られたもので、通常の国際ビジネスではほとんど関係することはなかったが、中国のファーウェイに対する半導体関連の再輸出規制が、デミニミス・ルールだけでは足りないとして新たな導入されたのが拡大直接製品規制であった（例えば、半導体製造装置・自動設計ソフト等の米国製品・ソフトウェアから製造された半導体等を Entity リストに掲載されたファーウェイとその関連会社向けに再輸出する場合の許可対象化）。
- これは、その時点でファーウェイ向けだけに特化した特別な制度ということではなく、Entity List (EL) 掲載企業等の中から指定すれば直ちに適用できる一般的制度として構築されたものだった。それを更に、2月3日に EAR 再改正をし、条文の整理・統合・明確化を図った。
- ロシア向け適用を内々に検討中との報道が、1月24日時点で流れていたが、現時点で振り返れば、ウクライナ侵攻を前提に、制裁メニューを早期の時点で検討していた可能性が高い。
- 今回の対ロ制裁では、その再改正後の規定を適用し、ロシアという国向けの規制と、ロシア、ベラルーシの軍事エンドユーザー向けの規制（EL に適用対象として指定（当初 49 組織、更に 4 月 1 日に 95 組織を追加）とを発動した。ファーウェイ向けと比べても各種要件が広汎であり、しかも規定自体が複雑であるから、同規制の規制対象となる再輸出国となった場合には、その国の輸出企業にとっては大きな負担となる。
- 米国は、同規制の適用を免除する条件として、「自国法令により実質的に類似の輸出管理を実施することをコミット（約束）したこと」を挙げた。当初に 32 カ国、更に 5 カ国が追加でコミットして、計 37 カ国が米国と同様の対ロ輸出規制を行うこととなった。
※この点は、日本の主要産業団体連名で経産省に対し、米国輸出規制の過剰な域外適用抑止の要望を行ったことが反映されたものと思われる。
- このように、再輸出規制としては、デミニミス・ルールよりもはるかに強力な効果をもたらすことが実証されたことになる。今後、恒常的輸出管理規制においても中国の特に懸念度が高い組織向けに発動し、それをテコに同盟国・パートナー国に米国同様の措置を求める可能性が高いと思われる。
- なお、今回の直接製品規制の免除措置は、37 カ国からの再輸出は適用免除ではあるが、日本企業がグローバル展開しているアジア、中国、中近東、中南米諸国からの再輸出は適用対象となってくるので、十分な留意が必要となってくる。

注目点 4：米国再輸出規制の適用が免除される前例ができたこと。

- 米国が再輸出規制の一種である直接製品規制の適用を免除する条件として、「自国法令により実質的に（米国と）類似の輸出管理を実施することをコミット（約束）したこと」を挙

げた（2月24日）。

これにより、西側主要 37 カ国がそのコミットを行い、米国と概ね同様のロシア向け輸出管理規制を講じることによって、再輸出規制の一種としてロシア向けに新たに発動した直接製品規制の適用が免除されることとなった。

- これまで、米国の再輸出規制という域外適用の形で日本からの輸出が米国の規制を受けることの不合理さについては、日本や欧州の政府、産業界から問題提起されてきている。特に EU は批判的で、米国の制裁を念頭に、「EU ブロッキング規則」（1996 年）の改正強化規則が 2018 年 6 月に採択された。これにより、EU 外の第三国が域外規制を設けた場合、EU 加盟国の企業等がその域外制裁を遵守することを禁止された。

このような動向も念頭にあったと思われるが、EU 加盟国を含む 37 カ国が直接製品規制の適用が包括的に免除されることとなった。

- これまで米国の再輸出規制については、一定の許可例外は認められることはあったものの、規制そのものの適用が免除されることはなかった。今回免除されたのは、直接製品規制であるが、もう一つの主たる再輸出規制であるデミニミス・ルールに基づく規制（米国原産品を一定割合含んでいるものの再輸出には米国当局の許可が必要）は、37 ヶ国からのロシアへの再輸出につきデミニミス値計算上の優遇措置が規定されているが、免除されてはいない。しかし今後、同志国で同様の品目、地域、エンドユーザーを対象に同様の規制を行うのであれば、デミニミス・ルールの適用も免除される可能性が出てくると思われる。

注目点 5：新興技術、基盤的技術の規制が具体化し始めたこと。

- 新興技術（エマージング技術）、基盤的技術（ファウンダーショナル技術）については、米国議会が 2018 年に成立させた ECRA（輸出管理改革法）に基づき規制を行うこととなっていた。商務省 BIS においては、新興技術については WA 等の国際輸出管理レジーム合意を優先する方針とし、これまで 38 品目を合意の上規制してきた（ただし、「1 品目」といっても、2018 年秋のパブコメで例示された 14 の大分野を更に細分化した中でのものであり、スペックで細かく限定されている（「スライス化」と BIS は呼称）。

他方、基盤的技術については、2020 年 8 月のパブコメ募集（ANPRM（「規則案策定のための事前通知」）では、品目イメージが示され、「EAR の軍事エンドユース・軍事エンドユーザー規制の対象品目が含まれうる（半導体製造装置及び関連ソフトウェア・ツール、レーザー、センサー、水中システム等）」「その他の AT（アンチ・テロ）規制品目や EAR99 品目（リスト規制非該当品目）も、基盤的技術の候補である」との説明はなされたが、その後、「近々規制案を公表する」とのアナウンスが繰り返されたものの、現時点では公表に至っていない（2月23日に開催された政府内の諮問委員会で、量子コンピューティングその他の技術が審議されたようである）。

- 他方、欧州委員会では、21 年 9 月に公表した「輸出管理のためのファクトシート」の中

で、7つの新興技術を示した（ただしそれが規制対象とするか否かは留保）。米・EU は、21 年 6 月に設立合意した「貿易・技術評議会（TTC）」の中で、輸出管理 WG を設け、新興技術等についても議論していくこととされた。

※AI、データ分析及び先端コンピューティング／量子技術／先端材料／付加的製造(3D)／航空宇宙・極超音速推進技術／半導体技術

○このような中で、ロシア制裁の一環として一連の輸出規制が発動されたが、その中で、新興技術、基盤的技術の範疇に属すると思われる品目が原則禁輸対象となった。

(1) 米国の場合は、2 月 24 日の当初禁輸措置で、AT 品目等の独自規制品目がそのまま禁輸品目となった。これらは、EU、日本においても禁止品目となった。

- ・品目概要は、以下の経産省資料の p 11～12 に掲載（ただし、ここから更に省令で詳細スペックを規定）。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220315007/20220315007-1.pdf>

- ・省令で定められた詳細スペックは、以下の通り。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/export/2022/20220315_kamotsu.pdf

(2) EU の場合は、

- ・2 月 25 日の最初の措置は、「技術セクター」への原則禁輸措置として、リスト規制品目について原則要許可とした上で（許可例外を最小限にした）厳格審査を行うことに加えて、「リスト規制非該当品目として、「ロシアの防衛・セキュリティ・セクターの強化に寄与しうる品目」を原則禁輸とした。それらの品目は、米国の AT 品目に類似したものとなっている。

これ以外に、「運輸セクター（航空宇宙関連）」の製品・技術）が原則禁輸となった。

- ・続いて、4 月 8 日に発表された輸出規制措置として、「先端技術品目等のロシアへの輸出・販売・供給・移転の原則禁止」が打ち出された。

そこでは、量子コンピューター、先端半導体、先端電子機器、先端ソフトウェア、付加的製造のための製造装置（3D プリンター）等を含み、前掲の EU 委員会が示した「7つの新興技術」に近いものとなっている。

- ・上記の「先端技術品目」のリストは、Annex VII に新たに追加された Category VIII（EU 官報 L111 の Annex I ）に規定されている（以下の P13～）。AT 品目のような詳細なスペック限定が少ないことが注目される。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2022:111:FULL&f>

○今回のこれらの品目の規制は「制裁」としての措置であるが、今後、恒常的輸出管理の中で規制されるものも含まれていると思われ、品目の規制イメージを捉える上での参考となる。

注目点 6：軍事エンドユーザーに対する規制が、EU も含めて大幅に拡大されたこと。

- 輸出管理の世界では、規制品目と規制用途・需要者とが基本的規制概念となっている。
この 5～6 年の間に、中国では軍民融合政策が進められ、軍と民との境界が曖昧となり、また「民間企業」といっても政府・党の統制下におかれるようになったため、最終需要者の懸念の有無は、輸出企業自ら判別することは難しくなっている。
また、新興技術、基盤的技術などは、規制対象としようとすれば、明確性の観点から細かいスペックで外延を限定する必要があるが、日々発展している技術を対象にそのような規制を行うことの実効性については微妙なところがある。
- このような視点に立って、米国は、軍事に関与する懸念ユーザーを抽出し、原則禁輸とする Entity List、個別許可にして事前事後の厳格審査を行う Unverified List 等の懸念者リストの拡充を、2017 年以降行ってきた。最近では更に軍事エンドユーザーリストも新設した。新興技術、基盤的技術といった「品目規制」の拡充と併せ、「者に対する規制」の拡充を図り、輸出管理全般の実効性を高めようとしている。
- 今回のロシア制裁でも、米国は、Entity List 掲載者を多数追加して原則禁輸としつつ、その中でも特に軍事関与懸念の高い組織を直接製品規制の対象として、非米国からの再輸出に大きな制約かけた（4 月 1 日までに、ロシア計 120 組織、ベラルーシ計 26 組織）。
- EU においても、同様の措置を講じている。前掲の通り、新興技術、基盤的技術の規制対象化と併せて、「軍事産業基盤企業・団体」とのリストを設け、輸出等についての禁止措置の対象とした。3 月 15 日までに合計 140 企業・団体が掲載された。
- 米・EU 貿易・技術評議会（TTC）における輸出管理 WG の中で、恒常的輸出管理規制として、このような「品目」と「者」に関する共通の枠組み、指定の検討がなされ、日本も含めた同志国連合の枠組みとなっていく可能性があるとされる。

注目点 7：輸出規制と金融制裁とを一体化させる動きが出てきたこと。

- 米財務省は、3 月 30 日に発表した「ロシア制裁拡大新方針」において、「航空宇宙セクター、電子機器セクター及び海洋セクターへの制裁拡大」を打ち出した。
それまでは、21 年 4 月に施行された「ロシアの外国での有害活動制裁大統領令 14024」において、「技術セクター、防衛セクター・関連資材セクター、又は財務長官が国務長官と協議して決定しうるロシアの他のセクターで活動している企業・団体・人」を制裁対象（SDN リスト掲載）として規定されていた。上記の拡大新方針は、財務長官と国務長官の協議によって追加が決まったものである。
 - プレスリリースでは、これらのロシア産業セクターの企業・団体を Entity List に掲載してきている商務省の方針に合わせた旨が説明されている（「今日新たに特定されたセクターは、ロシアの経済的野心、長期的な技術開発、防衛産業基盤にとって戦略的に重要なこれらのセクターを対象に、米国商務省が最近とった行動と一致している。」）。
- ※米商務省は、4 月 1 日に、航空宇宙、防衛、海事セクター等のロシア・ベラルーシ 120 組織（ロシア 96、ベラルーシ 24）を Entity List に新規掲載している。

- 米議会の超党派の米中経済・安全保障調査委員会 (USCC) の 2021 年次報告書 (21 年 11 月) では、「制裁対象者リストの整理と、規制効果の相互適用」を重要提言の一つとして盛り込んでいる。例示されているのは、Entity List、軍事エンドユーザーリスト、中国軍産複合企業リスト(NS-CMIC リスト：株式上場や証券売買規制等の資金提供規制対象)であり、金融制裁の SDN リストまで想定したものかどうかは明確ではない。しかし他方で、「SDN リストに掲載のカテゴリーの明確化」も提言されている。
- また、現在上下両院で統一案に向けて調整中の「米国競争法案」の上院案（上院可決の「米国イノベーション・競争法案」を下院案に合わせて 3 月に名称変更）では、中国の「サイバーセキュリティ弱体化関与者」、「企業秘密窃取関与者」については、SDN リストに掲載する旨の法案を盛り込んでいる。禁輸と金融制裁の双方を適用することによるペナルティの強化を指向している。
- Entity List と中国軍産複合企業リストの双方に掲載する事例はかなり多くなってきているが、今回、重要セクターを対象に、Entity List 掲載者を SDN リストにも掲載するとの方針を示したことは、上記の一連の流れにも合致するものであり、注目される。

注目点 8：EAR の一般禁止事項違反を DPL 掲載に結びつけ、大きな効果を上げたこと。

- 米国 EAR (輸出管理規則) では、輸出、再輸出等の規制が規定されているが、「一般禁止事項」というものが多数あり、それに違反した場合にはペナルティを受けることになる。
- 今回、3 月から 4 月にかけて EAR 対象の航空機計 153 機のリストを例示として公開し、これらを無許可で再輸出等行った場合だけでなく、EAR に違反して輸出・再輸出された品目について、その違反を知りうるにもかかわらず行うサービス・関与の全ても一般禁止事項 10 によって禁止され、許可必要である旨が警告された。

【一般禁止事項 10 の概要】： 輸出・再輸出された又は輸出・再輸出されようとしている EAR 対象品目に関し、輸出管理法令 の違反が発生したこと又は発生することを知り又は知りうる場合は、いかなる者も、当該品目 の全体又は一部につき、販売、移転、輸出、再輸出、融資、注文、購入、移転、隠匿、保管、使用、貸与、処分、輸送、配送、その他のサービスを行うことは禁止される。適用できる許可例外はない。

- これが航空機について適用されたということは、航空機の運航はもちろん、その修理保守、給油その他の一切の関連サービスの提供を行うことが、EAR 違反に問われることになる。通常、一般禁止事項違反の場合は、罰金や Entity List 掲載（禁輸）等のペナルティになるが、対象航空機を明示し、その運航と関連サービス・関与の一切が禁止されることを警告したにも関わらず、運航や保守・給油その他のサービスを行えば、「重大な違反」として DPL 掲載による制裁を課することができ得る。
- 今回、無許可で運航したことが重大な EAR 違反として、アエロフロート等の大手航空 3 社と貨物大手 1 社が、DPL に掲載されたが、これによって、これに離着陸、保守、給油等に関わる運航先の国の関連企業もまた、法違反に問われる可能性が生じることになる。

- 米商務省は、ロシアの航空便が、北京、ニューデリー、イスタンブール、ドバイ等に飛んだとして、国や都市を特定して批判した。これらの所在国はいずれもロシア制裁には同調せず、非難決議も棄権しており、制裁の抜け道になることを西側諸国は警戒しているが、今回の米国製航空機の運航についての警告と DPL 掲載とによって、制裁に同調していない国に対する強力な牽制材料となった。

【DPL 掲載により禁止される行為】

- (1)米国からの DPL 掲載者への輸出
- (2)非米国からの EAR 対象品目の DPL 掲載者への再輸出
- (3)EAR 対象品目の DPL 掲載者への同一国内販売・提供
- (4)DPL 掲載者の所有・支配の下にある品目につき、EAR 対象品目を利用して据付、保守、その他のサービスを行う行為
- (5)DPL 掲載者による EAR 対象品目の取引行為

注目点 9：輸出管理規制が多様な目的で用いられていること。

今回のロシア制裁では、制裁の一環ということもあり、輸出規制（禁輸）も様々な目的で発動された。メンテナンスを困難にする効果も小さくない。

○資金獲得源のエネルギー産業への打撃

輸入禁止、投資禁止等以外にも、輸出禁止措置を発動。

① 油田・ガス田関連（3/3）

- ・新たに油田・ガス田の電線・坑井装置やガス分離装置の関連機器・材料等の約 20 種
- ・従来からあったエネルギー開発関連の輸出規制のうち、ロシアの深海、北極圏近辺、ロシアのシェール層の探査、生産に使用される品目

② 石油精製関連（EU 2/25）

- ・製油所の更新を不可能にさせる効果。

○兵器製造・運用への打撃

- ・軍事・防衛部門、宇宙航空部門等への軍民両用品の広汎な禁輸（2/24～）
軍用半導体を設計するミクロン社も含まれる。台湾 TSMC の受託生産も困難に（米国の直接製品規制＋台湾の独自輸出規制）。
- ・次世代兵器開発や AI、5G 等の通信等に必要なハイエンドチップの確保が困難に。
- ・T プラットフォームズ（防衛産業向けスパコン企業）、セルニア・エンジニアリング（軍向けの軍民両用品調達ネットワークの統括企業）の Entity List、SDN リスト掲載。

○産業全般、脆弱な先端技術分野への打撃

- ・全てのリスト規制カテゴリー品目、リスト外規制品目（AT 品目）の禁輸。
- ・新興技術、基盤的技術的な先端技術品目の禁輸（EU）：前掲
量子コンピューター、先端半導体、先端電子機器、先端ソフトウェア、付加的製造のための製造装置等を含む。

- ・保守部品等の供給阻止による主力産業への打撃

リスト規制・リスト規制外品目を含む広汎な禁輸措置で保守用部品等の輸出も禁輸対象に含まれ得るが、新たに追加された油田・ガス田関連品目、石油精製関連品目にも保守等の品目も含まれ、安全、人命に関わるもの以外が禁輸対象となった。

また後述のように航空機の保守用部品も禁輸対象となった。

○航空機の運用への打撃

- ・海運と並ぶ運輸セクターの柱である航空機に関する離着陸、領空内飛行禁止やリース契約の禁止等とともに、禁輸措置も発動。
- ・米国は、EAR 違反航空機の例示リストを公表し違反警告。更にアエロフロート社等ロシア航空大手 3 社を EAR の重大な違反を理由として DPL (Denied Persons List) に掲載。非米国企業も EAR 対象品目の取引禁止に (4/7)。
また、EAR に違反してそれら航空機を運航したとして、貨物航空大手アビエスタル DPL に掲載 (4/21)。
- ・EU は、ロシアの航空会社への全ての航空機、保守用部品、機器の販売を禁止 (2/25)。ジェット燃料及び燃料添加剤の輸出も禁止。
※ロシアの商用航空機の 4 分の 3 が EU、米国及びカナダで製造

○政権幹部、オルガルヒへの打撃

- ・SDN リスト掲載による資産凍結が最大の制裁であるが、輸出規制として一定の奢侈品を禁輸 (3/1)
- ・高級な腕時計、乗用車、衣服、アルコール飲料、宝飾品等

注目点 10 : 外為法の輸出管理規制の枠組みに、従来なかった変化が生じたこと。

○前述のように、直接製品規制の適用免除の条件となる「自国法令により実質的に類似の輸出管理を実施することをコミット(約束)したこと」を実際の法令上に担保するため、外為法における輸出管理法制では、従来にはなかったスキームがごく短期間に構築されることとなった。

○変化としては、次の 2 点が挙げられる。

- ① 「輸出禁止」措置が規定されたこと。
- ② 「輸出禁止対象者」が規定されたこと。

○国連安保理制裁においては、テロリスト等の特定の者などが禁輸対象の場合には、一般的な制裁パターンとして、「経済資源の凍結」と「金融資源の凍結」(資産凍結及び支払等の禁止) がセットで規定されている。「経済資源の凍結」は輸出入の禁止等で担保されるのが一般的ではある。

日本の場合は、これを次のような変則的な形で担保してきた。

- ・「輸出禁止」措置は、「支払等 (支払 + 支払の受領) の禁止」によって、輸出入代金の支払と受領とを禁止することで実質的に輸出入を禁止するという間接的な形で担保して

きた。ただこの場合、代金授受を伴わない貨物、技術の輸出入の扱いはどうなるのかという曖昧さが残った（20 年 10 月の財務省の解釈通達改正で、物々交換や合意による債権債務の消滅行為も含まれるとの運用の「明確化」がなされてはいる）。

- ・「輸出禁止対象者」は、「外国ユーザーリスト」に掲載して注意喚起を行い、実質的に不許可にするという形をとってきた。しかし、「外国ユーザーリスト」は、もともと大量破壊兵器等キャッチオール規制の需要者要件の運用のために設けられたものであり、禁輸リストでもない。通常の軍事エンドユーザーその他に適用することは趣旨が異なる。大量破壊兵器関連ユーザーであっても、一律での禁輸の担保ができない。

○今回のロシア向け制裁では、米国が 2 月 24 日に Entity List に掲載した上で、直接製品規制を適用した軍事関係 49 組織を、日本も「特定団体」として指定して輸出禁止することを 3 月 1 日の閣議了解で決定し、外為法の輸出貿易管理令等で担保することとした。同政令改正は 3 月 11 日に公布され、同 18 日に施行された。

規定内容は、許可対象として、「ロシアを仕向地とする貨物・・・の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）」との条文が新設された。これによって、通達で、「原則不許可」との許可方針が規定されるというパッケージになり、わかりやすくオーソドックスな措置となった。

○なお、上記の禁輸措置の施行まで、米国の規制とそれを踏まえた閣議了解からタイムラグが生じることを念頭に、公布・施行が早かった「支払等の規制」で対応がなされた。3 月 1 日の「特定団体」向け禁輸の方針決定を行った閣議了解では、「まずは、同団体への輸出に係る支払の受領等の禁止措置を令和 4 年 3 月 8 日から実施」とした。

○今回は、「制裁」における同志国連合の一員としての規制であるが、今後、「恒常的規制」における同志国連合の一員として規制する場合には、どのような形で規定されるかが注目される。いずれにしても、正面から「輸出禁止」措置、「輸出禁止者リスト」との措置が現行外為法体系下で講じられたことの意義は大きい。

注目点 11：欧米と比べた日本の輸出管理規制体系のわかりやすさ、規制具体化の迅速性等が課題として顕在化したこと。

○今回のロシア制裁で、G7 諸国等が同志国連合を形成して輸出禁止措置を講じたが、その際、「特定カテゴリー、特定品目、特定相手についての輸出禁止」ということが一般的例であった。

○その場合、世界では、カテゴリー、品目は EU 体系（規制番号体系）がデファクト・スタンダードになっているため、どれを禁輸対象としたかは他国から見てもわかりやすい。他方、日本の場合は、EU 体系に準じたものとなっておらず、国際輸出管理レジームごとの体系になっているため、品目が複数のカテゴリーに分散して規定されているほか、品目が政令で規定され詳細スペックが省令で規定されているなどにより、EU 番号体系のように一表で一目で理解できる、という形にはなっていない（この点の改善に向けて官民で長年

取り組んできているが、一定の進展はあったものの、EU 体系準拠は引き続いての検討課題となっている。

- また、前述のように、米国の Entity List、EU の「軍事産業基盤企業・団体」リストのような特定の「禁輸者リスト」がこれまでなく、特定者に対する禁輸措置も正面からは規定されていなかった。しかし、米国が直接製品規制の適用免除が、「自国法令により実質的に類似の輸出管理を実施することをコミット(約束)したこと」が条件とされたため、これらの点が明示的に規定されることとなった。

- G7 合意でも、協調して同様の措置を講じていくことが合意されていることを念頭に置くと、海外諸国の政府、企業から見て、日本の規制措置が米国、EU その他 G7 諸国と同様であり、どこの規定でどのように措置されているかということが、規制体系の上で一目瞭然の形で確認できるような法令のあり方に対するニーズが高まっている（実際、外国からの照会もある）。

- また、同志国連合での規制・制裁であれば、その発動のタイミングも極力同時になされることが望ましい。この点、日本の外為法による輸出規制措置の公布・施行が、輸出管理関連の法令の重層構造等を背景に、欧米のそれや同法による金融制裁措置の公布・施行と比べてタイムラグが生じやすい面がある。同じ外為法に基づく措置であり、同じ同志国連合の合意に基づく措置であっても、輸出規制措置だけは政令ベース（＝法制局審査の上で閣議決定が必要）でまず規定する必要があるため、資産凍結、支払等の規制、海外直接投資規制等の金融制裁措置や輸入規制が担当省庁の告示で規定できる（政令→省令・告示に委任。輸入は法律から直接委任）のと比べると、公布・施行までに時間がかかってしまいがちである。

同志国連合（国際輸出管理レジームもその一種）による規制・制裁は「ほぼ同時に一斉に」ということが望ましいため、それが可能になるような法令体系のあり方が（これまで長年提起されてきている課題ではあるが、改めて）必要となってきたと思われる。

制裁関連の注目点

注目点 12：金融制裁のバリエーション、対象が拡大し、実効性を高めたこと（その 1）

— 「定型的金融制裁」を超えるインパクトのある金融制裁

- 「金融制裁」という場合、米国であれば SDN リストに掲載することにより、米国内資産凍結とドル決済その他ドル関連取引の禁止が一般的パッケージであった。

これを金融機関に対して発動することにより、ドル関連取引が封じられ、グローバル展開を困難にさせるという効果をもたらす。

- 今回のロシア制裁では、個人向け金融制裁として、プーチン大統領を始めとした政権、軍幹部、オルガルヒやその親族、各種有害活動関与者等を SDN リストに掲載した。また、

金融機関についても、軍需・インフラ整備関連銀行、大手銀行等を対象に、SDN リストや CAPTA リスト（米国内資産凍結は行わないがドル取引禁止、掲載者との取引禁止）に掲載した。これらの措置は、従来の金融制裁の「オーソドックス」なものだった。

○今回の制裁で、インパクトを高めたのは、次のような従来ほとんど見られなかった金融面での制裁措置である。

① ロシア連邦中央銀行や財務省等に対する金融制裁

- ・中央銀行に対する制裁は、イラン、ベネズエラで例があるのみであった。
- ・これによって、ロシア中央銀行等が海外に保有する外貨準備が凍結されることになり、為替介入が困難となったこと（ルーブル下落を促進。注：その後ルーブルが持ち直したのは別の要因）、外貨準備を使った国債の債務返済が困難となりデフォルトに陥る可能性が大きくなったこと、等の大きなインパクトをもたらすことになった。

※米国の場合、ロシア中銀への制裁は、SDN リスト掲載ではなく、非 SDN リスト掲載による。

② SWIFT（国際銀行間通信協会）からの排除

- ・SWIFT は民間組織ながら、銀行間国際送金ネットワークとして、世界中の金融機関が参加しているが、そこから排除した（ベルギーに本部があるので、EU による制裁として発動）。これまで、イラン向けで発動されたことがある。
- ・SWIFT 自体は、国際送金のメッセージの電送システムなので、そこから排除されるだけでは国際金融取引ができないわけではないが（銀行の本支店間での直接の電送等は可能）、煩雑で時間もかかることから、実質的に送金が困難となる。

同様の送金ネットワークである中国の CIPS、ロシアの SPFS は、SWIFT ほどの網羅性がなく、部分的に SWIFT も併用するネットワークである等から代替は難しいとの指摘がある。

- ・他方、「ロシア民間商業銀行」(TKB)は、中国等のアジアや中東のいくつかの銀行にサービスを提供し、SWIFT の代替通信チャネルである TKBBusiness と呼ばれる独自のインターネットベースの銀行システムを通じて取引を実施する機会(制裁対象者のための米ドルによる支払の決済を含む)を提供し、また、欧米の銀行が関与しない決済ハブのアジアでの構築という制裁脱法行為を行ったとして、SDN リストに掲載された（4/20）。

③ 金取引の規制

- ・米国と EU は、3 月 24 日の首脳共同声明で、金その他の残りの外貨資産の利用を阻害するための共同の取組を行う旨表明し、G7 首脳の共同声明でも「ロシア中央銀行による金取引に関するものを含む制裁回避・脱法行為に関連する対応を調整」とした。
- ・ロシアは、クリミア半島侵攻以降、ドル取引禁止による制裁回避のため、外貨準備のドルの割合を大きく減らし、金の割合を大きく高めた。今回のロシア制裁では、ドル

だけでなく、ユーロ、円の外貨準備も凍結されているが、ロシア中央銀行に係る金取引の制限は、その外貨取引禁止の「抜け道」を封じるものである。

- ・なお、上記規制以前に、ロシア中銀は SWIFT から排除されているため、金の現物の主要市場であるロンドン等での売却も困難と指摘されている。また、3月7日には、世界最大の取引市場である ロンドン貴金属市場協会 (LBMA) は、ロシアの貴金属精錬業者 6 社の認定を停止している。ロシアで産出した金地金の取引が困難となる。

④ 暗号資産（仮想通貨）関連の規制

- ・暗号資産（仮想通貨）取引が制裁脱法手段として注目され、これに関する規制、制裁が行われるようになった。
- ・米財務省は、仮想通貨取引所に対して、制裁対象者にサービスを提供しないように警告（2/28）。また、仮想通貨取引所も含め、制裁対象者との仮想通貨取引が禁止される旨明らかにした（3/12）。EU も暗号資産取引への規制方針を明確化した（3/9）。
- ・このような流れの上で、米 EU 首脳声明と G7 首脳声明（各 3/24） において、制裁脱法・回避を共同で阻止する方針の下に、暗号資産の不正利用の防止が打ち出されるに至った。
- ・米国は、ロシアに拠点を置くダークネットサイト及び違法行為支援暗号資産取引所を SDN リストに掲載した（4/5）。更に、ロシア所在の大規模な仮想通貨マイニング企業を、ロシアによる天然資源の収益化及び制裁脱法を支援しているとして、SDN リストに掲載した（4/20）。

○このように、「金融制裁」＝SDN リスト掲載＝資産凍結＋ドル取引禁止 という定型的パッケージからはかなり拡張された制裁内容となったことにより、大きなインパクトをもたらすこととなった。

注目点 13：金融制裁のバリエーション、対象が拡大し、実効性を高めたこと（その 2）

一資金調達、投資、取引の阻止につながる金融的規制

○金融関連の制裁として、上記以外にも、資金提供やロシア向け取引を困難とさせる様々な金融上の措置が講じられ、効果を挙げている。

○その 1：外貨資金調達の阻止

- ・米財務省が発動する金融制裁のパターンとして、株式や債券による資金調達を阻止するというものがある。中国に対して、「Non-SDN 中国軍産複合体企業リスト」(NS-CMIC List) というものを 21 年 6 月に公表し（トランプ政権時代の同趣旨のリストを実質的に継承）、米国市場での／米国人・企業による債券・株式の取引禁止とした。
- ・それと同様のパターンでの制裁として、最大のズベルバンク等 25 企業等について 新規債券・株式、資産の取引の全面禁止（2/24）や、ロシア連邦中央銀行、国家福祉基金、財務省について、その 債券の流通市場（発行市場に加えて流通市場も）への参加が禁止とされた（2/22）。

- ・ EU も、ロシア連邦の政府、中央銀行に資金を提供阻止するための資本・金融市場・サービスへのアクセスを制限した (2/23)。
- ・ なお、ロシア側も、海外株式市場での上場禁止を法制化し、既上場企業も取引停止を義務付けた (4/16)。

○その 2：格付の禁止

- ・ EU は、制裁の一環として、ロシア国民、ロシア居住者、ロシア企業・団体への信用格付けサービス提供を禁止した (3/15)。
- ・ これを受けて、格付け大手 3 社（ムーディーズ、S&P、フィッチ）がロシアへの格付け取り下げ、ロシア拠点からの撤退も発表した（～3/24）。
- ・ 機関投資家は債券の信用力を示す格付けを参考に債券の適正価格を割り出して投資するが、格付け情報がなくなればロシアの債券の価値を見極めづらくなり、投資が困難となるとされる。

○その 3：投資規制

- ・ EU は、ロシアのエネルギーセクターへの新たな参加・投資・融資・合併等を禁止した（許可要 3/15）。また米国でも、米国企業・団体・人によるロシアへの新規投資が禁止された (4/6)。
- ・ その後の G7 首脳声明でも、ロシア経済の主要セクター（エネルギーセクターを含む）への新規投資の禁止が合意された (4/7)。これを受け、日本でも、ロシア向け対外直接投資の禁止が決定された (4/12)。
- ・ なお、直接投資規制については、下院の対中包括的対抗法案である「米国競争法案」において盛り込まれている。

○その 4：保険、再保険の禁止

- ・ EU は、航空・宇宙産業における製品及び技術の輸出を禁止し、それらの製品および技術に関連する保険、再保険等の提供を禁止した (2/24)。ロイズなど世界最大の再保険市場がある英国も、同様の措置を採る方針を表明した (3/4)。
また EU は、鉄鋼産業に関しても同様の措置を講じた (3/15)。
- ・ なお、ロシア側も、「非友好国」の保険会社との取引を禁じた (3/14)。外国保険会社との再保険により資金が国外に流出するのを防止する狙いとの見方が報じられている。

注目点 14：物流面での禁止措置が、金融面での制裁と合わせて効果を挙げていること。

○物流関連の制裁措置として、ロシア船舶の寄港禁止、航空機の飛行・関連資機材の供給禁止等がある。カネとモノの動きの両局面を封じることで、効果を挙げている。

○その 1：ロシア船舶の寄港禁止

- ・ 英国、カナダは、国内全ての港に対する、ロシア船籍の船舶やロシアが所有・運営している船舶などの入港禁止方針を発表した (2/28)。
- ・ 続いて EU が、ロシア登録船舶の EU 港受入れを原則禁止とした (4/8 ただし、農

産物、食料品、人道援助、エネルギー等の必需品の輸送の場合は例外)。米国も、ロシア船舶による米国の港湾への入港を禁止した(4/21)。

○その2：ロシア航空機関連の禁止措置

- ・米国、EUは、航空機や関連機材等の輸出やリースを禁止した。
- ・それと併せ、EU、カナダはロシア航空機の飛行禁止(離着陸、上空飛行の禁止)を先行して行い(2/27)、米国も米国領空飛行禁止とした(3/2)
- ・英領バミューダ当局は、ロシアに関係する全ての航空機の耐空証明の登録を停止した(3/13)。バミューダは税負担が少ないため、ロシアの航空会社もバミューダ籍とする場合が多いが(約740機で全体の半分)、ロシアの航空機は外国のリース会社からのリースによるものが多数であるため、耐空証明停止はリース契約解除の促進要因になるとされる。

注目点15:政府ベースでの制裁と民間のインフラサービスの撤退が相乗効果を生んだこと。

○政府ベースでの制裁措置と並行して、主要なインフラ関連のサービス企業が取引の停止・撤退を図ったことも、制裁との相乗効果を生んでいる。

○その1：油田・ガス田の主要サポート企業の撤退

- ・石油・ガス業界はロシア政府の歳入の約4割を占めているが、油田、ガス田の老朽化が進んでおり、新規開発が必要と指摘されている。
- ・米国の石油・天然ガスサービス(採掘・生産から天然ガスの液化、発電所へのパイプライン輸送等)のベーカー・ヒューズ、シュルンベルジェ、ハリバートン大手3社がロシア事業への新規投資を停止したと発表した(3/18-19)。これら3社は、ロシア石油業界に対してソフトウェアの6割を提供し、特に先端的な探査・油田の保全技術といった市場を支配しているが、新規投資や技術が欠如することになるため、石油生産に影響をもたらすだろうと指摘されている。なお、カスピ海ガスパイプライン等の大型パイプラインの予備部品の入手困難な事態も現実化していると報じられている。
- ・シェール、北極海、深海等の油田、ガス田開発に関しては、米国、EUが探査・掘削等の機器・材料を禁輸としたが、それらの主要サポート企業の撤退が相乗効果を生む形になる。

○その2：上場企業取引停止、株式指数からの除外、年金ファンドからの除外

- ・資金調達阻止に関する制裁としては、ロシア中央銀行や政府による債券市場での調達禁止が主たるものであるが、民間ベースでもロシア企業の排除がなされた。
- ・ニューヨーク証券取引所(NYSE)とナスダックは、情報通信や鉱業、不動産会社など一部のロシア企業の米国預託証券(ADR)の売買を一時停止した(2/28)。ロンドン証券取引所も、上場するロシア関連企業27社の株式(預託証券)の取引を停止した(3/3)。
- ・また、指数算出会社のMSCIとFTSEラッセル等は、主要株価指数からロシア銘柄を除外すると発表した(3/3)。世界の機関投資家はこうした株価指数を運用のベンチマー

クとし、ファンドを通じて構成銘柄に投資しているため、除外されればマネーを取り込みにくくなるとされる。

- ・世界各国の年金ファンドも、ロシア株式、債券の売却の動きが続いた。

○その 3：保険・再保険の広汎な引受け停止、制限

- ・制裁としては、EU、英国がロシアの航空・宇宙企業（EU は更に鉄鋼産業も）に対する保険・再保険の提供を禁止した（2/24、3/15）。
- ・他方、欧州保険最大手の独アリアンツは、保険種目を限定せず、ロシア関連のすべての保険商品について新規契約停止を発表した（3/14）。主要な海外損保でロシア撤退の動きが広がれば、ロシアで事業展開する外資系企業が無保険になるリスクが高まるとされるが、ロシア側が「非友好国」の保険会社との取引を禁じたことにより（3/14）、再保険引受けも困難となり、無保険リスクが現実のものとなりつつある（日本の損保会社も停止）。
- ・ロンドン保険市場の戦争委員会連合（JWC）がロシアの全海域を高リスク地域のリストに追加した（4/4）。船舶は入港時に保険引受業者への通知が必要となるほか、追加保険料を支払わなければならなくなるため、海運コストが上昇し、ロシアの物流が一段と圧迫される可能性が高いとされる。

○その 4：大手会計事務所がロシア事業を分離

- ・四大会計事務所（PwC、KPMG、EY、デロイト）が、ロシア事業の切り離しを表明。
- ・親会社を担当する監査法人が、現地の監査法人がネットワークから実際に切り離されることにより、子会社を担当する現地監査の作業の進捗をシステム上で確認できなくなり、監査品質や手続き、時間に影響を及ぼす可能性がある指摘されている。

○その 5：ロシアとの船舶運航の停止

- ・EU は、ロシア登録船舶の EU 港受入れを原則禁止した（4/8）。
- ・それに先行する 1 カ月以上前の 3 月初めまでに、コンテナ海運最大手の AP モラー・マースク（デンマーク）、スイスの海運大手 MSC やシンガポールのオーシャン・ネットワーク・エクスプレス等が、ロシアを発着する全ての輸送を停止した。これにより、物流面で大きな制約となった。

○その 6：航空会社へのサポート停止

- ・ボーイングは、ロシアの航空会社への部品・メンテナンス・技術サポートの停止を発表（3/1）。エアバスも停止し、中国も部品提供を拒否したと報じられた。

注目点 16：人権侵害に関する主要国協調しての制裁、輸出規制の可能性が出てきたこと。

- ロシアによるウクライナ侵攻に対しては、安全保障の観点からの経済・金融面での制裁措置が相次いで打ち出されたが、民間人に対する無差別殺害、組織的レイプ、残虐兵器の使用等が明らかとなり、戦争犯罪、ジェノサイドとして指弾されるに至っている。

- これらに対する国際社会の対応としては、国連人権理事会での資格停止、国際刑事裁判所

への付託と捜査開始等の動きがある。

- また、米国においては、ロシア内外の反政府派や独立系メディアへの抑圧や、人権擁護家への重大な人権侵害に関与等を理由として、ロシア政府当局者、ロシア議会議員らについてビザ発給制限を行った（4/20）。これらの多くは既にウクライナ侵攻への関与を理由として、早期の段階で SDN リストに掲載されている。
- しかし、民間人の無差別殺害、組織的レイプ等の戦争犯罪関連については、より深刻な人権侵害行為として、今後、主要国が同志国連合の形で制裁を行うことになる可能性が十分あると思われる。
- 米国では、ロシアに対する最恵国待遇の取消のための法案が可決・施行されたが（4/8）、その中に、深刻な人権侵害、汚職に対する包括的制裁法であるグローバル・マグニツキー法改正規定が含まれている。これは、別途の大統領令や財務省 OFAC の規則により更に具体的に規定されていたものを、法律本体に取り込むものであり、法令全体としては従来と変わるものではない（関与者、関与者や制裁対象者の実質的支援者について、非米国人等であっても制裁）。しかし、ロシアに対する最恵国待遇取消という制裁法案の中に盛り込まれ、議会の意思として示したことは、今後、ロシアの戦争犯罪関連の「深刻な人権侵害」に対する制裁の推進に向けた準備とも考えられる。
- EU も既に 20 年 12 月に、「グローバル人権侵害制裁制度」を成立させ、人道に対する罪、ジェノサイドを含め、広汎な人権侵害行為に対する制裁の発動が可能となっている。
- このような流れの中で、これまでの「侵攻に対する制裁」とともに、「戦争犯罪を含む深刻な人権侵害に対する制裁」を、同志国が共同で行うこととなる可能性は多分にあると思われる。
- 日本は、人権侵害に対する制裁法規、人権侵害を理由とする輸出規制については、法体系上整備されておらず、これまでも大きな論議の対象となっているが、今後、それらの早急な整備を迫られる可能性は否定できない。

注目点 17：中国の台湾侵攻の場合の制裁メニューが実質上示されたこと。

- 中国は、台湾については武力併合も辞さないとの方針を対外的に明確にしており、西側諸国の警戒が高まっている。米国は、「一つの中国政策」を維持しつつ（中国の「一つの中国原則」と同じではない）、「台湾関係法」と「6つの保証」とが米台関係の拠り所である旨を繰り返し確認し、政府、議会の高官レベルの交流も活発に行うとともに、台湾にかつてない質的、量的レベルの武器供与を続けている。現役武官の駐在も明らかにしている。
- 他方で、実際に台湾侵攻があった場合の対応については明確にしない「曖昧戦略」を取ってきており、その是非が論議の対象となってきた。そのような流れの中で、米国上院は、対中包括対抗法案である「米国イノベーション・競争法案」（現在は、下院案と調整のため「米国競争法案」との名称に変更）において、本会議段階で「台湾に対する中国の強制力の使用の阻止」条項が追加され、「米国は同盟国・パートナー国と連携して、台湾への

強制力行使の抑止のための経済的、外交的及びその他の手段を特定・実施し、必要に応じて公に表明しなければならない。」旨が盛り込まれた。

- 今回のロシア制裁に際して、北京オリンピック開会に合わせたプーチン大統領と習近平主席の会談内容が注目された中、直後のウクライナ侵攻後にも中国はロシアを非難せず、侵攻に対する制裁にも同調せず、中露外相会談（3/30）では、西側の制裁を批判し、中露の一層の関係強化を確認している。天然ガスの長期供給契約も行っている。
- このような中国の動きに対して、特に米国は不信を強めており、バイデン大統領以下様々なレベルで、ロシア制裁を弱める回避・脱法行為に加担しないよう警告を発している。輸出規制を管轄するレモンド商務長官は、中国の半導体ファウンドリー大手 SMIC や他の中国企業が米制裁に反して半導体や他の先端技術をロシアに提供し続けた場合、米国はこれらの企業を「実質的に閉鎖」でき、中国の半導体製造能力は壊滅するとの強い表現で警告した（3/30）。
- また金融制裁を管轄するイエレン財務長官は、下院公聴会で、「中国が台湾を攻撃した場合、米国はあらゆる制裁を使う用意がある」旨発言した（4/6）。「対ロシア制裁で明らかになったように、侵略的な国家に多大な苦痛を強いることが米国には「可能であることが示された」と指摘。「別の状況でも同じことを行う米国の能力と決意を疑うべきではない」と語った。」
これによって、「米国イノベーション・競争法案」が公表を求めた、中国が台湾を侵攻した場合の経済的制裁措置の内容は、実質的に公表されたに等しくなった。
- ロシア制裁で発動された措置の中には、各種法案や議会の USCC 提言等において、中国に対する恒常的規制措置として導入すべきとされたものも少なくない。中国がロシア支持の姿勢を鮮明にした中で、中国に対する米国議会の態度は強硬度合いを増すものと思われ、恒常的規制がどこまで強化されるかが注目される。

注目点 18：制裁に対する対抗策のメニューもまた明らかになったこと。

- 冒頭紹介の CISTEC 資料「米国・EU の対ロシア制裁概要と関連諸動向について」で紹介しているように、ロシア側による対抗策も様々打ち出してきている。項目を並べると、
 - ・ノルドストリーム1経由の欧州への天然ガス供給遮断を警告
 - ・東欧2国に対する天然ガス供給停止通告
 - ・外貨建て債務をルーブルで返済認める大統領令
 - ・「非友好国」に輸出する天然ガスの支払通貨をルーブルで要求
 - ・天然ガス以外の主要な輸出品もルーブルでの支払い要求を示唆
 - ・外貨の強制売却、外貨送金の規制
 - ・外国人投資家によるロシア資産売却を一時的に禁止
 - ・「非友好国」の特許権の不正使用を合法化／商標権についても検討
 - ・ロシア撤退外国企業の資産押収を可能化

- ・ リース航空機の未返還、国有化承認
- ・ ロシア検察が、政府批判の欧米企業に資産没収や幹部逮捕を警告
- ・ 稀少資源問題の顕在化
- ・ 外部インターネット遮断の動き／報道管制 等

○中国が台湾の武力統一に踏み切った場合、軍事的対応は別途として、西側諸国からは経済制裁としてロシア制裁と同様の措置が打ち出され、それへの対抗策として上記のような措置が取られ、経済面で大混乱に陥る可能性が大きい（それ以前に、台湾が世界的供給拠点となっている半導体の供給が途絶し、海上物流にも多大な影響が生じて大混乱が必至となる）。

○もともと中国は、有事体制を着々と整備してきており、海警法、改正海上交通安全法等により、海警局の実質的軍隊化、主権主張する海洋を対象にして「主権行使」の既成事実化等を推進してきている。更に、従来の「主権、統一、領土保全、安全」が脅かされた際の国家総動員体制を規定する「国防動員法」（2012年）に加えて、「安全と発展の利益が脅かされたとき」も総動員を行うことができる旨も規定した改正「国防法」を施行した（21年1月）。動員対象には当然、外資系企業も含まれる。環球時報英語版は「世界で拡大する権益に軍の支援を確保するためだ」とも指摘している。17年に施行された「国家情報法」、21年6月に急遽施行された「反外国制裁法」も一種の有事法制である。

「中国共産党中央委員会工作条例」（20年9月）、「中国共産党組織工作条例」（21年5月）の制定により党中央の指導の絶対性について制度的担保が改めてなされている。「新時代の民間経済統一戦線の強化に関する意見」（20年9月）により、党中央による民営企業に対する共産党の統制強化方針も打ち出され、その後の展開はこれに即した異例のものとなった。

このようなことも含め、中国は軍事力を背景とした現状変更と、「封じ込め」に対するあらゆる対抗手段の行使について、法制整備をほぼ完了している。

○今回のロシアによるウクライナ侵攻前の時点では、「政治・経済・軍事のあらゆる面から見て合理性がなく、侵攻はあり得ない」との見方が直前まで強かったが、ロシアは侵攻に踏み切った。国際法に基づく秩序とは大きく乖離した政治思考で動く国家の行動を西側諸国の考える「合理性」で判断することの危うさが露呈し、経済的相互依存関係がいくら強くとも、それが現状変更のための武力行使のブレーキにはならないということも明らかとなった。逆に、相手国のロシアに対する経済的依存関係を「武器」にして対抗しようとする姿勢も明らかとなった。他方、経済的依存関係の高さを理由に制裁を躊躇することが、国としても企業としても厳しい批判を招くという事態も生じた。

経済界、金融界は、そのような狭間で翻弄され、多大な損失を被り、長年の対露ビジネスが断たれる例も増えてきた（世論による撤退圧力も大きな要因となった）。

○中国は、「中華民族の偉大な復興」との政治目標の下に現状変更を指向し、「台湾の完全統一は歴史的任務」だと繰り返し強調し、米国等に対する対抗姿勢を鮮明にしている。習近平

平主席は、「外国の中国への経済的依存関係を高めさせることが、制裁への強力な反撃・抑止力になる」との談話を党内部会議で行い、党理論誌『求是』で公開した(20年11月)。

- このような流れの中で、中国の台湾侵攻が現実のものとなるときに、ロシアのウクライナ侵攻の場合と同様の展開となることは確実であり、それを想定しての対応を今のうちから検討することが、現実の課題となってきたと思われる。

以上